

人権侵害や県民同士のトラブルは どのように解決したらいいのでしょうか



どんなことが人権侵害にあたるのでしょうか。県民同士のあいだのトラブルで、人権を「侵害」されたと思うことがあった場合、そのすべてを「人権侵害」として条例や法律で規制することが、解決の手段としてふさわしいのでしょうか。

また、「人権侵害」の6割は行政による事例だといわれています。その被害者を救済し、行政による人権侵害をなくすためにはどうしたらいいのでしょうか。

私人間のトラブルは 話し合いで解決

私人間のトラブルは、双方に言い分があり、感じ方やとらえ方も全く食い違うことがあります。だからこそお互いに話し合い、理解を深めることが大切です。県内の弁護士に寄せられる人権相談でも、法的レベルに達するものはほとんどなく、人の性格や、人間関係のトラブルによるものが多く、カウンセリングや、話し合いによる解決がはかられています。

それでも解決しない場合は、裁判をするというのがルールです。

虐待、セクハラ、名誉毀損など 救済制度が存在

条例では、虐待、セクハラ、名誉毀損なども人権救済の対象としています。しかし、虐待やセクハラはすでに法律が制定されており、救済のためのシステムの充実をはかるなど、条例を作る必要性がありません。「名誉毀損」が刑法で規定されています。

現行法では「即効性がないのでは」という意見もありますが、「鳥取県人権条例」では、たった5人の委員が、県内のあらゆる人権侵害の窓口になるため、件数も多く、専門外のことも扱うので、時間がかかると思われます。

法律問題の道案内役

司法支援センターが今年秋にはスタート

今年の秋には、誰でも困ったときに、トラブル解決に役立つ法制度や情報の提供が得られる「司法支援センター」がスタートします。専門職員が相談を受け、その相談内容に応じて、最も適切な機関・団体等の紹介や、客観的な法制度の情報提供を行います。料金も無料です。



必要なのは行政による人権侵害の救済です

国連人権規約委員会は、日本政府に対して、「警察や入管職員による虐待を調査し、調査のため活動できる法務省から独立した機関を遅滞なく設置すること」を勧告しています。国内で、もっとも救済が必要でかつ救済が困難なのは「公権力」による人権侵害だからです。「鳥取県人権条例」は知事直属の委員によって運営され、行政機関は調査を拒否できるので、事実上「公権力」を規制することはできません。、今日本に必要なのは、「公権力」の人権侵害から国民をしっかりと救済するシステムです。